

令和6年12月30日

令和5年(家)第454号

申立人 渡邊 礼

同 プロスペル, コガリ

補 充 書 面 (1 1)

(全ての法的主張に共通)

(同性婚の禁止による同性カップルの不利益)

神戸家庭裁判所尼崎支部合議係 御中

(担当) 申立人ら手続代理人弁護士 宮 井 麻 由 子

同復代理人弁護士 金 枝 真 佐 尋 代

同復代理人弁護士 吉 田 修 一 代

同復代理人弁護士 及 川 裕 貴 代

同復代理人弁護士 伊 藤 建 代

目 次

第1 本書面の概要	3
第2 前提（事実婚法理等との関係について）	3
第3 民法における不利益その1 ～関係の継続中・別離時（含：法律上の紛争解決制度）～	5
1 同居・協力・扶助義務（民法752条）	5
2 婚姻費用分担（民法760条）	6
3 離婚に関する要件、方法等	7
4 財産分与（民法768条）	7
5 家事事件手続法	9
第4 民法における不利益その2 ～相続制度～	9
1 相続権	9
2 遺留分	10
3 配偶者居住権等	10
第5 民法における不利益その3 ～親子関係～	11
1 共同親権	11
2 特別養子縁組ができない	12
第6 戸籍制度上の不利益（社会慣習上の不利益も含む。）	13
第7 諸法における不利益	13
1 租税関係	13
2 在留資格	15
3 遺族年金	17
4 犯罪被害者給付制度における遺族給付金	17
5 刑事手続における被害者保護制度	18
6 公営住宅への入居	19
7 刑事手続等における権利	19

8	刑事収容施設等における取扱い	20
9	その他の法律における不利益	21
第8	社会慣習等における不利益	22
1	医療同意など	22
2	民間賃貸住宅への入居	23
3	住宅の購入	23
4	生命保険の受取人	24
5	職場での福利厚生等	24
第9	国内当事者の声	24
第10	事後的回復が不可能であること	25
第11	裁判所は本件婚姻届の受理を命じるべきであること	25
	別紙（法律一覧表）	

第1 本書面の概要

本書面では、これまでに申立人らが行った全ての法的主張（国際私法上の主張及び主張I乃至IV）に共通する事柄として、同性婚の禁止により同性カップル、同性パートナーが受けている不利益について概観する。

なお、同性愛者らの自殺リスクとの関係、子どもへの差別を含む差別的風潮の助長、同性カップルに養育される子どもの不利益等については、家事審判申立書124頁以下にすでに述べたとおりである。

第2 前提（事実婚法理等との関係について）

1 異性の事実婚カップルには、婚姻に伴う権利・利益が、事実婚法理や、それを明文化した法（犯給法5条1項1号括弧書き、厚生年金保険法3条2項等）によって付与されることがある。

2 同性カップルにも解釈によってこれらが付与される可能性はあるが、同性婚そのものが禁じている現行の法制度ないし運用下では、個別事件で最高裁まで争って初めて認められるなど、極めて不確実で不安定なものである。

例えば、殺人被害者の同性パートナーへの犯罪被害者遺族給付金支給については、最三小令和6年3月26日判決（甲A349）の事案は、上告人男性の裁定申請に対し、公安委員会が、同性であることを理由に遺族給付金を支給しない裁定をなし、原審も原々審も同裁定を正当とした。上記最三小判は原審を覆し、同性パートナーも「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」（犯給法5条1項1号括弧書き）に該当しうることを認めて原審に差し戻したものの、裁定申請（平成28年12月12日）から上記最三小判までにも約7年3ヶ月の期間を要しており、上告人男性が現に支給を受けるまでの時間的、費用的、精神的負担は、図りしれない。費用をクラウドファンディングで賄おうとすれば世間に広く周知することを要し、SNS等でのいわれなき侮辱に耐えなければならず、どちらを選んでも過酷な途である。

3 そして、そもそもほとんどの法律上の権利・利益については、上記のような判例もなく、未知数である。

4 仮に、同性カップルにも事実婚法理による権利・利益の付与を認めていく運用が始まったとしても、「婚姻類似の関係」にある・あったことの個別の証明は要する。

異性カップルは、双方が望めば婚姻届一つで法律婚カップルとなり、その後、関係性についての個別の証明は不要になるのに対し、同性カップルは、法律婚を望むと否とを問わず、個別の証明が求められ続ける。

個別の証明は、他方がそれに協力しない場合（関係解消時の財産分与請求等）や、偏見から身を守るため関係性を周囲に伝えずにきた同性カップル等においてはいつそう困難となる。

5 さらに、相続や共同親権（令和6年改正前）等は、現行法を前提とする限り、

事実婚法理による類推適用等の余地がなく、同性カップルに権利・利益が付与されることはありえない。

- 6 このように、婚姻届を提出すれば様々な権利・利益が半ば自動的に付与される事実婚異性カップルと、婚姻そのものが禁じられる同性カップルでは、置かれている境遇が全く異なる。

同性カップルに対しても事実婚法理により権利・利益が付与される場面があり得るとしても、同性婚を禁じる現行の法制度ないし運用下、同性カップルが、法律上の婚姻に伴う権利・利益が付与されないことに伴う不利益の重大さは減じられない。

そのため、本書面においては、個々の場面において同性カップルにも事実婚法理による権利・利益が付与されるか否かについては触れずに論じる。

第3 民法における不利益その1 ～関係の継続中・別離時（含：法律上の紛争解決制度）～

1 同居・協力・扶助義務（民法752条）

(1) 婚姻の効果

法律上の婚姻をしている二人（以下、便宜上「婚姻夫婦」という。）は、相互に同居義務、協力義務及び扶助義務（以下「同居義務等」という。）を負う（民法752条）。したがって、婚姻夫婦の場合、夫婦の一方が正当な理由なく同居義務等を履行しない場合、他方は、同居等の審判を要求することができる（家事事件手続法・別表第2一）。また、同居義務等違反は、「悪意の遺棄」として、離婚原因（民法770条1項2号）となりうる。

以上のとおり、婚姻夫婦の場合、同居義務等から派生する上記法的効果を享受することができる。

(2) 同性カップルの不利益

同性カップルの場合、婚姻が禁じられた法制度ないし運用下では、同居義務

等を定める規定は適用されず、前記の各法的効果はない。

婚姻は、終生の共同生活を目的とする法的結合関係である。ここにいう共同生活とは、人の精神的、物質的、肉体的生活の一切についての共同生活を意味する。同居義務等を定める民法752条は、共同生活の存続を外側から保障することで婚姻の永続性を担保する規定であり、婚姻の本質的規定とされる。

しかしながら、同性カップルの場合、現行の法制度ないし運用下、民法752条は適用されず、共同生活を外側から保障する法的担保が存在せず、婚姻夫婦の関係と比べて、その共同生活の存続保障はあやうくなる。

2 婚姻費用分担（民法760条）

(1) 婚姻の効果

民法760条は、「夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生じる費用を分担する」と規定する。したがって、婚姻夫婦の一方は、他方に対して、婚姻費用を分担するように請求することができる。

婚姻費用をどのように分担するのかは、当事者の協議によって決まるが、協議が整わないときは、家庭裁判所による調停・審判によって決定する（家事事件手続法・別表第2二）。

(2) 同性カップルの不利益

同性カップルの場合、現行の法制度ないし運用下、民法760条を含む婚姻費用の分担に関する法制度の適用はない。

民法760条は、扶助義務とともに、夫婦の共同生活の存続を外側から保障する法的担保であり、特に逆境にあるものを財産的に保護する意義を有する。

同性カップルには民法760条が適用されないことから、共同生活の存続を外側から保障する法的担保がない。同性カップルの関係は、婚姻夫婦の関係と比べて、その共同生活の存続保障があやうくなる。病気や失業などの困難な状況を抱えた一方当事者の生活が極めて不安定になる。

3 離婚に関する要件、方法等

(1) 婚姻の効果

婚姻夫婦が離婚（関係を解消）する場合、民法上、協議離婚（民法763条）と裁判離婚（民法770条）があり、裁判離婚の前に、家庭裁判所による調停・審判による解決が試みられる（家事事件手続法257条1項、284条1項）。

協議上の離婚は、協議とともに戸籍法の定めるところに従って届出をする必要がある（民法764条、739条）。裁判上の離婚は、民法770条所定の離婚原因を満たす必要がある。

(2) 同性カップルの不利益

同性カップルの場合、同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、カップルの関係を解消する際の要件、手続に係る諸規定は適用されない。

婚姻夫婦が離婚（関係を解消）する場合、協議とともに所定の様式の届出を必要とする趣旨は、当事者の慎重な意思決定を確保するとともに、劣位に立つ当事者が不利益を被ることがないようにすることにある（甲A392、大村敦志『民法読解親族編』94頁）。

また、婚姻夫婦の場合、民法770条の離婚原因を満たさなければ離婚ができない。婚姻という法制度が永続的な関係を構想しているからである。

しかしながら、同性カップルの場合、一方当事者の意思のみによって関係を解消することができてしまう。同性カップルは、婚姻夫婦と比べて、永続的な関係を思い描くことが困難となり、特に、経済的、社会的に弱い立場の当事者等にとっては、関係解消による不利益は深刻化しやすい。

4 財産分与（民法768条）

(1) 婚姻の効果

婚姻夫婦が離婚（関係を解消）する場合、一方は他方に対して、財産分与を

請求することができる（民法768条、771条）。協議が調わない場合、家庭裁判所が協議に代わる処分をすることができ（同768条2項、771条）、その際の基準として、「当事者双方がその協力によって得た財産額その他一切の事情」が考慮される（同768条3項）。

令和6年改正民法768条3項では、「婚姻中の財産の取得又は維持についての各当事者の寄与の程度は、その程度が異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。」とし、従前の実務であった「2分の1ルール」を明文化している。

財産分与のための家事調停、家事審判を求めることもでき（家事事件手続法・別表第2四）、離婚訴訟の附帯申立てもできる（人事訴訟法32条）。

(2) 同性カップルの不利益

同性カップルが関係を解消する場合、同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、民法768条1項に基づく財産分与請求はできない。また、家庭裁判所による調停等による救済方法も利用しがたい。

財産分与は、離婚した当事者間の財産関係を清算する機能を有する。「2分の1ルール」により、財産分与請求権の清算機能が強調され、権利としての意味が明瞭になったと考えられている（甲A393、大村敦志『家族法〔第3版〕』158～159頁）。かかる機能は、婚姻中の夫婦が獲得した財産は、夫婦の協力によるものであるという考え方にもとづいている。また財産分与は、離婚した当事者の将来の扶養を担う機能も有するとされている。

しかしながら、同性カップルの場合、同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、財産分与規定の適用がなく、当事者間の財産関係は、婚姻夫婦間の財産の共有推定（民法762条2項）は前提とせずに、契約法、財産法の論理に従って行われることになる。かかる場合、婚姻カップルと比較して、財産関係の公平な清算は困難であり、また、一方当事者の将来の扶養の要素は考慮されがたい。

財産関係を契約で定めることは可能であるが、一般市民である同性カップルにとって、かかる契約をなすこと自体、容易ではない。

5 家事事件手続法

(1) 婚姻の効果

婚姻夫婦間で、離婚、婚姻費用分担、財産分与等について意思の不合致がある場合、家庭裁判所を通じた家事調停や家事審判による紛争解決手段がある(家事事件手続法244条、257条、別表第二2等)。

(2) 同性カップルの不利益

同性カップルの場合、同性婚が禁じられた法制度ないし運用下、家庭裁判所における家事調停や家事審判は利用しがたい。

婚姻に関し、家庭裁判所における家事調停や家事審判という紛争解決手段がある理由は、婚姻に関する問題は、複雑で微妙な感情の交錯する人間関係の問題でもあることから、できる限り当事者の合意による調停成立の途を探ることが望ましいこと、必要に応じて心理学や面接技法の知見ある家庭裁判所調査官の関与が得られるべきであること等にある。

しかしながら、同性カップルの問題については、現状では家庭裁判所における家事調停や家事審判は利用しがたく、上記の各趣旨が全うされない。

第4 民法における不利益その2 ～相続制度～

1 相続権

(1) 婚姻の効果

婚姻夫婦の一方が死亡した場合、他方は「配偶者」として常に相続人となる(配偶者相続権)(民法890条、900条1号ないし3号)。

(2) 同性カップルの不利益

同性カップルの一方が死亡した場合、同性婚が禁じられた法制度ないし運用

下、他方に配偶者相続権はない。

配偶者相続権の趣旨は、夫婦別産制（同法762条1項）の下、共同生活において双方の協力により形成された財産を清算するとともに、遺された者の生活利益の保障を図るものである。

しかしながら、同性カップル間に配偶者相続権が認められる余地はなく、同性カップルの一方が死亡した場合、他方は死亡したパートナーの遺産を承継して財産を清算することが困難になり、生活保障も図られない。

2 遺留分

(1) 婚姻の効果

婚姻夫婦間には法定相続人たる「配偶者」として遺留分が認められる（民法1042条以下）。

(2) 同性カップルの不利益

同性婚が禁じられた法制度ないし運用下、同性カップルの一方が死亡した場合、他方はそもそも法定相続人たる「配偶者」に該当せず、遺留分も認められない。

配偶者遺留分の趣旨は、被相続人が、第三者への遺贈を行うなど配偶者への遺産の承継を望まないような場合であっても、共同生活における協力によって形成された財産を最低限清算するとともに、被相続人の死後の生活保障を図る点にある。

しかしながら、同性カップルについては、遺贈がなされる場合を除いて、遺された者には遺産が一切承継されない。共同で形成した財産の清算が極めて困難になるとともに、生活保障が図られない。

3 配偶者居住権等

(1) 婚姻の効果

婚姻夫婦の一方が死亡した場合、配偶者居住権（同法1028条以下）及び配偶者短期居住権（同法1037条以下）により「配偶者居住権等」という。）、遺された者は、「配偶者」として、相続開始時に居住していた被相続人所有の建物の使用を、終身又は一定期間認められる。

(2) 同性カップルの不利益

同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、同性カップルの一方が死亡した場合、遺された者には配偶者居住権等が認められない。

同性カップルは、一方が死亡した場合には遺された者は居住していた建物を使用できなくなり、生活の拠点を失いかねない。

第5 民法における不利益その3 ～親子関係～

1 共同親権

(1) 婚姻の効果としての共同親権

未成年の子について、婚姻中の父母は共同親権を有する（令和6年改正後民法818条2項）。

異性カップルの場合、婚姻に伴い、一方の実子とパートナーとで養子縁組することがしばしば行われる（いわゆる連れ子養子）。これにより、当該婚姻夫婦は共同親権者となる（令和6年改正民法818条3項1号及び2号）。

(2) 同性カップルの不利益

ア 共同親権者となりえない

同性カップルの場合、同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では「配偶者」となりえないため、カップルの一方の実子とパートナーが養子縁組をしても、令和6年改正民法818条3項1号のみが適用され、同2号は適用されず、実親の親権が失われる。そのため、同性カップルがともに未成年者を養育保護していても、共同親権者となることはできない。

イ 親権者としての同意権を持つことができない

親権を持たない一方パートナーは、単独親権者である他方パートナーとともに子を養育保護し、親子関係の実質を備えていても、医療、福祉、教育、保健といった様々な場面で、「親権者の同意」を求められても対応することができない。育てられている子どもにとっても、自分の育ての親が、第三者から法律上の親として扱われないことで、重大な不利益が生じる。

ウ 親権者たるパートナーと死別した場合

同性カップルのうち単独親権者であるパートナーが、子が成年に達する前に死亡した場合、当該子の親権者がいなくなる。亡くなった親権者が生存パートナーを未成年後見人として遺言指定していた場合を除き（民法839条1項）、当該子の未成年後見人は、家庭裁判所の裁量判断により決せられる（同法840条）。

未成年後見人選任申立てにより、生存パートナーが未成年後見人として指定されることもあるが、確たるものでない上、生存する他方の実親の申立てによって親権者変更がなされる余地もある。

このように、同性カップルは、共同で子どもを育てるうえでの継続性、安定性、確実性がない法的状態にある。

2 特別養子縁組ができない

特別養子縁組の養親は婚姻夫婦であることを要する（民法817条の3第1項）。そのため、同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、同性カップルには特別養子縁組制度の適用の余地がない。

近年、同性カップルが里親（児童福祉法27条1項3号）として要保護児童の養育の委託を受けることがあるが（家事審判申立書138頁、甲A111、112、363の1、同2）、里親と里子の間に法的にも親子となる機運が生まれても、里親同士の婚姻が禁じられている以上、特別養子縁組をすることはできない。法律上も親になりたいと望んだ同性カップルにとって不利益である

ことはもちろん、当該要保護児童にとっても、法的な子として安定した家庭養育を受ける機会を逸し、重大な不利益が生じる。

第6 戸籍制度上の不利益（社会慣習上の不利益も含む。）

1 婚姻と戸籍制度

戸籍は、ひとつの夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製され（戸籍法6条）、戸籍簿の正本が本籍地市役所等で、副本が管轄法務局等で保存される（同8条2項）。ここでいう夫婦とは、婚姻の届出が受理されたカップルである（同16条）。戸籍には、父母の氏名、続柄の記載がなされる（同13条）。

戸籍は、法的な意味における家族関係を記録し外部に証明する際、确实かつ容易な手段であり、戸籍謄本は、社会生活の多くの場面で、家族関係の証明書類として利用される。

2 同性カップルの不利益

同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、同性カップルは、婚姻を届け出ても受理されず、戸籍簿にその関係が記載されることもない。

カップルの一方の連れ子を養育している場合でも、他方パートナーと子の関係を戸籍謄本で証明することもできない。

家族関係の証明は、異性カップルならば戸籍謄本一枚で済むところ、同性カップルは、関係性や共同生活の実態について、プライベートな情報を伴う様々な不定型な書類によって個別の証明を要し、大きな負担が生じる。

結果として家族であると認められる場合にも、戸籍謄本一枚で認められる場合に比して、双方に「特別に認めた・認められた」という印象が生じやすく、同性カップルやその子どもは心理的負担を受ける。

第7 諸法における不利益

1 租税関係

(1) 婚姻夫婦への措置

ア 所得税・住民税

婚姻夫婦は所得税・住民税の配偶者控除を受けることができ（所得税法2条1項33号ないし同項33号の4、83条、83条の2、地方税法34条1項10号の2）、また、所得税・住民税の医療費控除について世帯で合算することができる（所得税法73条、地方税法34条1項2号）等の優遇措置がある。

イ 相続税

婚姻夫婦の一方が死亡した場合、他方配偶者には、取得した遺産額が法定相続分相当額までであれば、その額がどんなに高額であっても相続税が課せられない（相続税法19条の2）。

また、婚姻期間が20年以上の法律婚夫婦の間であれば、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2000万円まで控除することができるという特例が認められる（同法21条の6）。

(2) 同性カップルの不利益

ア 所得税・住民税

同性カップルは、同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、前記の各措置を一切受けることができない。

イ 相続税

同性カップルは、同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、前記の各措置を一切受けることができない。

また、同性カップルの一方が他方の遺産を受け継ぐためには、便法として養子縁組をする以外には遺贈によるほかないが、その場合、相続税額は2割加算され（相続税法18条1項）、法律婚配偶者の相続に比して高額納税を余儀なくされる。

2 在留資格

(1) 異性パートナーの地位

ア 日本人と外国人の異性カップル

日本人と法律上の婚姻をしている異性の外国人は、「日本人の配偶者等」（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）2条の2、別表第2）としての在留資格が認められる。ここにいう「配偶者」とは、日本人との間の婚姻が法律上有効に存続しており、夫婦としての同居・協力・扶助の活動を行って本邦に在留する、真正な婚姻に限られると解されている。

異性カップルであれば、外国人は、日本人パートナーと上記の意味の真正な法律婚をすることで、「日本人の配偶者等」の在留資格を取得し、日本への滞在が可能となる。「日本人の配偶者等」の在留資格には就労制限がないため、職業を自由に選択することができ、職に就かないことも自由である。

日本人との婚姻が破綻しているという事情がない限り、更新申請が認められる蓋然性が高く、異性カップルの場合、外国人パートナーは、日本における安定した地位を得ることが可能となる。

また、外国人に退去強制事由（入管法24条各号）がある場合でも、日本人パートナーと婚姻が法的に成立している場合（退去強制を免れるために、婚姻を仮装し、又は形式的な婚姻届を提出した場合を除く。）であって、夫婦として相当期間共同生活し、相互に協力して扶助しており、夫婦の間に子がいるなど、婚姻が安定かつ成熟している場合には、在留特別許可（入管法第50条1項4号）が与えられる可能性がある（在留特別許可に係るガイドライン、平成18年10月法務省入国管理局、平成21年7月改訂）。

イ 外国人同士の異性カップルについて

日本の在留資格を有する外国人と法律婚をしている異性の外国人は、「永住者の配偶者等」（入管法2条の2、別表第2）や「家族滞在」（入管法2条の2、別表第1の4）の在留資格が認められる。

(2) 同性カップルの不利益

ア 日本人と外国人の同性カップル

同性婚が禁じられた法制度ないし運用下、本件申立人らのような日本人と外国人の同性カップルは、当該外国人の本国法等において婚姻（同性婚）していても、在留制度上、異性婚と同じ婚姻としては認められていない（甲B4、通則法24条1項等参照。国際私法上の解釈について、補充書面（9）、甲C5も参照）。

したがって、日本人の外国人同性パートナーは、「日本人の配偶者等」としての在留資格等を得られない。

日本人の外国人同性パートナーは、現状、「企業内転勤」「介護」等の就労に関する資格や「留学」といった個別の在留資格を取得しうるほか、二人が外国で婚姻（同性婚）している場合であっても、「特定活動」（入管法2条の2、別表第一の5）の在留資格が認められる余地があるのみである（東京地裁令和4年9月30日判決判タ1513号163頁）。

特定活動は、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動であり、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等を想定した資格で、期間は最長でも5年である（出入国在留管理庁ウェブサイト）。

当該特定活動がなせなくなった場合、別の在留資格に変更できない限り、日本での滞在資格を失う。

在留資格の更新許可、変更許可にはいずれも「相当の理由」（入管法20条3項、21条3項）を要し、更新や変更が必ずしも認められるとは限らず、法的地位は不安定である。

イ 外国人同士の同性カップル

外国人同士の同性カップルの双方の本国法等において同性婚が認められ、外国で有効に婚姻（同性婚）していても、同性婚によるパートナーは、「永住者

の配偶者等」や「家族滞在」などにおける「配偶者」には含まれない。

したがって、外国人同士の同性カップルも、前記アの日本人・外国人の同性カップルと同様、不安定な地位にある。

法務省は、通達によって、人道的観点から、外国人同士の同性婚については、当該外国人当事者の各本国において有効に成立している場合は、本体者に在留資格があれば、その同性配偶者に告示外特定活動としての「特定活動」への在留資格変更を許可するとしているが（平成25年10月18日管在5357号）、「特定活動」では不十分であることは、前記アのとおりである。

3 遺族年金

(1) 配偶者の遺族年金受給権

婚姻夫婦間では、「配偶者」としての遺族年金受給権が与えられている（国民年金保険法37条柱書、厚生年金保険法59条1項柱書）。

(2) 同性カップルの不利益

同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、死亡した被保険者等の同性パートナーは、「配偶者」としての遺族年金を受給できない。

配偶者の遺族年金受給権は、公的年金制度の目的が、「健全な国民生活の維持及び向上」（国民年金保険法1条）や「労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上」（厚生年金保険法1条）のためにあることに照らし、主たる生計維持者と共同生活を営んでいた家族に対する生活保障の必要性から認められている。

しかしながら、死亡した主たる生計維持者と共同生活を営んだ同性パートナーは、同様に生活保障の必要性があるにも関わらず遺族年金を受給できない。

4 犯罪被害者給付制度における遺族給付金

(1) 婚姻の効果

殺人等の犯罪被害者の配偶者には、犯罪被害者給付制度における遺族給付金が支給される（犯給法5条1項1号）。

(2) 同性カップルの不利益

同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、同性パートナーは、法律婚配偶者としての遺族給付金を受け取ることができない。

遺族給付金の目的は、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対して、国が給付金を支給し、社会の連帯共助の精神に基づき、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるようにするものである（犯給法1条）。同性カップルにおいても、一方が犯罪に巻き込まれて死亡した場合、当然、他方パートナーは経済的・精神的打撃を受けるのに、法律婚配偶者としての遺族給付金の支給は認められない。

5 刑事手続における被害者保護制度

(1) 配偶者に関する権利

自らの配偶者が犯罪に巻き込まれて死亡等した場合、当該事件の記録の閲覧や公判等の傍聴が認められている（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律2条・4条1項2号、少年法5条の2第1項、）。

公判廷における意見陳述（刑事訴訟法292条の2第1項）や被害者参加制度（刑事訴訟法316条の33第1項柱書）を利用することもできる。

受刑者の仮釈放の許否について、配偶者は、更生保護委員会において意見を述べることができ（更生保護法38条1項）、保護観察対象者に対して心情等を保護観察所を通すことで伝えることもできる（同法65条1項）。

(2) 同性カップルの不利益

同性パートナーの場合、他方が犯罪被害者となったときに置かれる状況は、異性パートナーと変わらないのに、同性婚が禁じられた法制度ないし運用下で

は、前記各権利を行使することができない。

6 公営住宅への入居

(1) 公営住宅の入居要件

公営住宅法は、平成23年改正により、「現に同居し、又は同居しようとする親族」がいなければ入居できないとの規定（以下、「同居親族要件」という。）が削除されたが、現在も、多くの自治体の条例に同居親族要件がある。

法律婚配偶者が親族に該当することは明白であるから、異性の婚姻カップルは、同居親族要件を確実に充足することができる。

(2) 同性カップルの不利益

同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、同性カップルが同居親族要件を充足しているか否かは、各自治体の規定や個別解釈に委ねられ、公営住宅の入居ができない場合がある。

7 刑事手続等における権利

(1) 配偶者に関する権利

ア 証言拒否特権（刑事訴訟法147条1項1号）

証人となった者は、自己の配偶者に刑事責任が及びうる事項について、証言拒否特権が認められている。

民事訴訟における証人も同様である（民事訴訟法196条）。

イ 弁護人選任権（同法30条2項）

被疑者・被告人の配偶者は、本人とは独立して、弁護人選任権を有する。

ウ 被告人が勾留された場合の通知（同法79条）

弁護人のいない被告人が勾留された場合、配偶者はその通知を受けることができる。

エ 勾留理由の開示（同法82条2項）

勾留されている被疑者・被告人の配偶者には勾留理由開示請求権が認められている。

オ 勾留取消請求（同法 87 条）・保釈請求（同法 88 条 1 項）

被疑者・被告人の配偶者には、勾留取消請求や保釈請求の権利が認められている。

カ 告訴権（同法 231 条 2 項）

死亡した被害者の配偶者は、被害者の明示の意思に反しない限り、告訴権が認められている。

キ 再審請求（同法 439 条 4 号）

有罪判決を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合、その配偶者には再審請求権が認められている。

(2) 同性カップルの不利益

上記のうち、証言拒否特権は、証人と一定の身分関係にある者について、同人に刑事責任が及びうる事項の証言を強いることは人情に反し情誼にもとることによる。また、その余の各権利は、被疑者・被告人や確定有罪判決を受けた者の正当な権利・利益を守るために重要な権利である。

しかしながら、同性婚が禁じられる法制度ないし運用下では、同性パートナーには、これらいずれの権利も認められない。

8 刑事収容施設等における取扱い

(1) 配偶者に関する権利

受刑者・死刑確定者等は、法律上の配偶者との面会、信書発受等の権利が認められる（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 111 条、120 条、128 条、139 条等）。

少年院在院者は、上記同様法律上の配偶者との面会や信書発受の権利（少年院法 92 条、100 条）のほか、近親者（配偶者及び三親等内の親族）につい

て、死亡の際の葬儀への出席や、負傷・疾病で重態となった際の訪問等が認められている（同法110条）。

(2) 同性カップルの不利益

これらはいずれも、同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、同性パートナーについては認められていない。

少年院法に関しては、親が同性カップルである在院者の場合、法的親子関係のない方の親（育ての親）が死亡や重篤な状態となっても、葬儀や見舞いにも行けないという深刻な事態が生じる。

9 その他の法律における不利益

同性婚が禁じられた法制度ないし運用下において、同性パートナーが「配偶者」に付与される権利・利益を享受できない場面は、以上にとどまらない。

前記のほかに、例えば、本書面別紙の法律一覧表（注）に挙げられるものがある。なお、当該一覧表でも「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」のように、個別の問題に対応すべく立法された法律は除外しているとのことである。

（注）関連する国家賠償請求訴訟の福岡地裁令和元年（ワ）第2827号事件において、原告ら代理人森あい弁護士らが同2年7月2日付け原告ら第4準備書面別紙として作成し、ウェブサイト上で公表したもの。
<https://www.call4.jp/file/pdf/202007/cd88565eb0b3efbf24d8b2a673b7b657.pdf>

本書面及び別紙法律一覧表においては、法律の規定中に「配偶者」の語があるものを中心に検討したが、配偶者ではなく「親族」要件として規定する法も多数あり（犯人蔵匿罪・証拠隠滅罪の親族間免除特例（刑法105条）等）、それらも含めれば、「配偶者」に権利・利益が付与される一方、同性パートナ

一にはそれが認められない法制度は、多数に上る。

第8 社会慣習等における不利益

1 医療同意など

(1) 配偶者について

医療機関は、患者の配偶者であれば、面会制限ある病棟の面会や、看取りの立会いを許可する。

また、意識不明の患者の病状や状況を家族等に説明する場合、現実に患者の世話をしているのが本人の家族等であることを前提に、本人の家族等かどうかを確認した上で、治療等を行うに当たり必要な範囲で情報提供を行うとされており（厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」）、配偶者は家族として情報提供を受けることができるのが通常である。

また、意思表示ができない状態の患者のために手術を含む医療行為が必要になる場合、配偶者の同意を、患者の意思を最もよく知る者として、患者本人の推定的同意として扱う運用がなされている。

(2) 同性カップルの不利益

同性パートナーであっても前記ガイダンスの「家族等」に含まれるはずであるが、同性婚が禁じられた法制度ないし運用下、医療機関が後のトラブルを嫌う心理等により、同性パートナーの面会、看取り、病状の説明を、法的な親族ではないという理由で拒否する事例は多々、報告されている。

医療同意に関しても、同性パートナーについては、患者の法的な親族ではないという理由で、医療機関が本人の推定的同意と認めないことがある。

東京都、石川県、静岡県の医療機関の看護部長252人を対象としたアンケート（甲A391・三部倫子「『LGBTの患者対応についての看護部長アンケート』結果」）においても、患者の手術に対する同意を得る相手は配偶者・親

・子等の親族のみとの回答が全体の44.8%、配偶者に相当する内縁の異性パートナーも含むとの回答が全体の10.3%となっており、計55.1%は同性パートナーの同意を認めていない。看取りの立ち会いに関しては全体の30.9%、ICUなど面会制限のある病棟における面会に関しては全体の33.8%が、対象を親族あるいは異性のパートナーに限定しており、医療の場面において同性パートナーが家族として扱われない場合が少なくない。

2 民間賃貸住宅への入居

同性カップルが民間住宅の賃貸契約を希望しても、同性カップルに住居を賃貸することに消極的である建物所有者が少なくない。特に男性カップルについてはその傾向が顕著であると言われる。同性カップルにおいては、前記の公営住宅への入居の困難にとどまらず、民間賃貸物件への入居にも困難が伴うのである。

3 住宅の購入

住宅を購入しようとする場合、婚姻夫婦は、二人の収入を勘案してペアローンを組むことが容易になる。これにより、夫婦がそれぞれ住宅ローン契約を結び、互いが互いの債務の連帯保証人となることで、ローン契約における債務をカップルが平等に負担し、当該建物を共有することができる。

しかし、同性婚が禁じられた法制度ないし運用の影響で、多くの金融機関は、同性カップルのペアローン契約を認めない。そのため、同性カップルは、一方のみが当該住宅の所有者兼ローン債務者とならざるを得ない。

同性カップルは、住宅購入における選択肢が狭められる上、入居後も、カップル間の経済力の差が心理的な格差に繋がりやすく、平等で安定した関係性を継続する上でのハードルとなる。

4 生命保険の受取人

生命保険契約においては、保険金の受取人が配偶者や親、子などの2親等以内の親族に限定されていることがあり、その場合、同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、同性パートナーを受取人とすることができない。

同性パートナーを受取人とできる場合においても、条件が厳格であったり、支払済み保険料は生命保険控除の対象とならなかつたりする。

同性カップルは、死別後の生活保障を受けるための事前の手立てである生命保険契約においても制約が生じている。

5 職場での福利厚生等

民間の企業や団体において、従業員に対する福利厚生として、扶養手当、家族手当、住宅手当等の各種手当や、慶弔休暇・慶弔見舞金などの制度を整備していることは多いが、これらの制度は法律婚を前提とするものが多く、その場合、同性婚が禁じられた法制度ないし運用下では、同性パートナーは親族・家族ではないとしてこれらの福利厚生を受けることができない。また、転勤に関する配慮等も得られないことが多いのが実情である。

第9 国内当事者の声

同性婚が禁じられた法制度ないし運用下、同性カップル、同性パートナーは、前記のとおり、異性であれば婚姻により当然に得られる様々な権利・利益を得ることができず、不利益を強いられている。

実際に、異性であれば権利・利益が認められるはずの場面で、同性であるがゆえに不利益を強いられた当事者の声は、書籍『同性婚－誰もが自由に結婚する権利』（甲A4）や、LGBT法連合会の困難リスト（甲A103の2）の「(b)就労」、「(c)カップル・養育・死別・相続」、「(d)医療」、「(f)公共サービス・社会保障」、「(g)民間サービス・メディア」、「(h)刑事手続」に多数挙げら

れているところである。

第10 事後的回復が不可能であること

- 1 同性婚が禁じられた法制度ないし運用下で同性カップルが受ける不利益のなかには、事後的回復が不可能なものがある。

前記に挙げたうち、例えば、配偶者居住権等、在留資格、刑事手続における犯罪被害者保護制度、患者本人が意思表示できない場合の緊急手術への医療同意の問題等を見れば、同性であるがゆえに生じる前記各不利益は、事後的回復が不可能である。

- 2 同性カップルは、これまでの間ずっと、異性カップルでありさえすれば受けなかったはずの不利益を受け続け、不慮の事態が起きたとき自分はパートナーやその子どもの「家族」として扱われるのか、といった不安と隣り合わせで暮らしてきた。

関連する国家賠償請求訴訟の元原告のように、「他人」のまま死に分かれたカップルも数え切れない（家事審判申立書195頁）。

当該元原告のパートナーも、当初、医師から病状説明を拒否されており、元原告の妹の理解がなければ看取りすら許されなかった可能性もある（甲A266の2）。

第11 裁判所は本件婚姻届の受理を命じるべきであること

- 1 以上のとおり、同性婚の禁止によって、同性カップル、同性パートナーは、生活の多くの場面、人生の多くの局面で、数え切れないほどの不利益を強いられている。
- 2 これらを見ても、同性婚の禁止につき、憲法24条1項ないし13条が保障する婚姻をするについての自由の制限における侵害の重大性は明らかである。また、同性カップルや同性パートナーにのみかかる不利益を強いることを正当

化する合理的根拠はなく、憲法14条1項及び24条2項違反も明らかである。

3 そして、単に裁判所が違憲の宣言をするのみでは、国会が法改正を了するまでの間、前記に挙げた不利益の解消は必ずしも期待できず、同性カップルは不安定な地位に置かれ続け、その間に生じる不利益は、事後的な回復が不可能である。

4 これまでの立法府の態度（令和6年12月30日付け補充書面（10））からしても、裁判所が違憲の宣言をするのみでは、今度は、たとえば、同性婚の法制化にあたって民法改正によるか特別法の制定によるかといった事柄についての「国民的コンセンサスの必要性」を理由にして、迅速な法整備がされないおそれもある。

この点、台湾では、同性婚ができないことを司法院が違憲と判断した後、同性婚の具体的制度化は、民法改正によるか特別法制定によるかをめぐって国民投票がなされたこと（甲A383）や、尊属殺重罰規定の違憲判決から法改正まで20年以上を要したこと（家事審判申立書194頁）等からして、上記のおそれは極めて現実的なものである。

5 本件を「最近の新しい問題」などと捉えるのは全くの誤解であって、本件は、過去ずっと続いてきてしまった誤りを、ただちに是正すべきである、という裁判である。

すでに多数のLGBTQ当事者が、多くの不利益と不当な差別を受け続けてきたのであり、それは同性婚の禁止ゆえであるから、同性婚の禁止は、ただちに是正しなければならない。

6 裁判所は、かかる境遇に置かれた当事者を一刻も早く救済するため、本件婚姻届の受理を命じなければならない。

(別紙) 法律一覧表

※分類は便宜上のものである。

	法律名	配偶者の効果
	【年金等受給権関係】	
1	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律	国外犯罪被害弔慰金
2	年金生活者支援給付金の支給に関する法律	未支払の老齢年金生活者支援給付金の受給権者 障害年金生活者支援給付金の支給要件（要件あてはめの対象家族の範囲）
3	石綿による健康被害の救済に関する法律	石綿吸入による指定疾病にかかった旨の認定の申請者 未支給の医療費等の請求 特別遺族弔慰金等，特別遺族年金，特別遺族一時金を受けることができる遺族の範囲
4	独立行政法人農業者年金基金法	未支給の年金給付の支給の請求 死亡一時金の受け取り
5	確定給付企業年金法	遺族給付金の受け取り
6	確定拠出年金法	死亡一時金の受け取り
7	地方公務員災害補償法	遺族補償年金受給権、順位
8	小規模企業共済法	共済金を受給できる遺族の範囲及び順位
9	地方公務員等共済組合法	被扶養者の範囲 遺族の範囲
10	社会福祉施設職員等退職手当共済法	死亡した場合の退職手当金を受給できる遺族の範囲及び順位
11	国民年金法	資格取得要件 未支給年金の受給権 遺族基礎年金受給要件 寡婦年金支給要件 死亡一時金
12	中小企業退職金共済法	退職金受給対象者
13	国家公務員共済組合法	給付金を受給できる遺族の範囲及び順序 受給権者死亡時の未払給付金の受給権 休業手当金の受給要件(配偶者の出産、死亡)

14	厚生年金保険法	受給権者死亡時の未支給の保険給付 老齢厚生年金額の加算 障害厚生年金額の加算 遺族厚生年金受給 年金分割 保険料共同負担 標準報酬改定請求
15	少年の保護事件に係る補償に関する法律	本人死亡時の補償金の支払い
16	雇用保険法	未支給雇用保険の受給範囲。 育休給付金介護休業給付金の受給範囲。
17	災害弔慰金の支給等に関する法律	災害弔慰金の支給範囲。
18	公害健康被害の補償等に関する法律	未支給補償金の受給範囲。 遺族補償金の受給範囲。
19	国家公務員退職手当法	国家公務員が死亡による退職の場合、遺族が退職手当を受給
20	防衛省の職員の給与等に関する法律	遺族給付金の支給
21	国家公務員災害補償法	遺族補償年金の取得 遺族補償一時金の取得 補償を受けるべき者が死亡した場合、その分を取得
22	労働者災害補償保険法	受給権者死亡の際の請求 遺族補償年金の受給 遺族補償一時金の受給④障害補償年金差額一時金の受給
23	船員保険法	「被扶養者」に該当 行方不明手当金を受けることができる被扶養者 遺族年金の受給 障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金の受給 給付を受けるべき者が死亡した際の未支給の保険金の請求
【労働・福祉】		
24	国会職員の配偶者同行休業に関する法律	同行休業（国会職員が外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業）
25	国家公務員の配偶者同行休業に関する法律	同行休業
26	裁判官の配偶者同行休業に関する法律	同行休業
27	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	週休日及び勤務時間の割り振りに関して配偶者等の介護に配慮（6条4項） 介護休暇（20条1項）
28	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法	単身赴任者への配慮

29	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	介護休業、介護休暇、介護に関する所定労働時間の短縮措置等
30	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律	配偶者手当等
31	裁判所職員臨時措置法	配偶者が外国で勤務等をする場合、裁判所職員がその配偶者と生活を共にするために休業を取得することができる制度
32	一般職の職員の給与に関する法律	扶養手当の対象 住居手当の対象（単身赴任時の配偶者の住居） 単身赴任手当の対象（配偶者と別居時）
33	国家公務員等の旅費に関する法律	外国在勤職員が死亡した場合に旅費が支給される範囲 外国在勤職員の配偶者が死亡した場合の職員への旅費支給要件
34	地方公務員法	配偶者が外国で勤務等をする場合、職員がその配偶者と生活を共にするために休業を取得することができる制度
【制度による保護の範囲】		
35	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない対象者
36	ストーカー行為等の規制等に関する法律	「つきまとい等」の対象者
37	証人等の被害についての給付に関する法律	証人等が被害を受けた際の給付にあたっての被害の対象者
38	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	妨害行為の禁止等の対象として、請求者の配偶者も含む。
39	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律	証言等の拒否権 証人等が被害を受けた際の給付にあたっての被害の対象者
【手続への関与】		
40	臨床研究法	特定臨床研究の代諾
41	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	対象者の保護者となる。 審判期日の傍聴
42	著作権法	著作者または実演家の死後に、差し止め請求や名誉回復等の措置を求めることができる遺族の範囲。
43	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	申請、通報等があった者に対する指定医による診察の立ち合い資格 医療保護入院の際の同意権者（家族等）
44	検察審査会法	当事者死亡時の審査の申し立て
【出入国・国籍】		

45	出入国管理及び難民認定法	永住許可要件 仮放免の請求資格 在留カード受領等の代理人資格ほか
46	国籍法	帰化の要件
【「被扶養者」の範囲】		
47	国民健康保険法	被扶養者の範囲
48	健康保険法	被扶養者の範囲